

災害時の地方公共団体における入浴支援に関する調査  
—令和元年東日本台風（台風第19号）における長野市の支援事例—

吉森 和城\*・北川 夏樹\*\*

The Survey on Bathing Support in the Local Governments in the Time of Disaster  
— The case of support by Nagano city during the Reiwa 1 East Japan Typhoon (TY1919, Hagibis) —

Kazushiro YOSHIMORI\* and Natsuki KITAGAWA\*\*

\* Center for comprehensive management of disaster information,  
National Research Institute for Earth Science and Disaster Resilience, Japan  
yoshimori@bosai.go.jp

\*\* Disaster Mitigation Research Center, Nagoya University  
kitagawa.natsuki@g.mbox.nagoya-u.ac.jp

Abstract

During the evacuation life in the time of disaster, bathing is the one of the most important thing. Ensuring bathing opportunities are important thing to maintain a clean environment and to manage evacuee's health care. In this study, we focus on the bathing support of the local government, we had a research on the bathing support of Nagano city during the Reiwa 1 East Japan Typhoon (TY1919, Hagibis). Nagano city provided these supports, opening its public and private bathing facilities to the public, bathing support by the Self-Defense Forces, and the circulating showers. In addition, as one of the special features of the support by Nagano City, a special force was formed from the relevant departments of the Nagano Disaster Countermeasure Headquarters to quickly select and open the bathing facilities after the disaster occurred.

**Key words:** Bathing support, Local government, Shelter, Municipality Nagano, The Reiwa 1 East Japan Typhoon (TY1919, Hagibis)

1. 背景・調査目的

1.1 背景

これまで、地震災害や風水害による家屋やライフラインの被災により、避難所や自宅での在宅避難による避難生活を余儀なくされる災害事例が多く発生している。避難生活において、入浴は生活の重要な要素の1つであり、衛生的な環境の維持や、避難者の健康管理のために、入浴機会の確保は必要である。内閣府の避難所運営ガイドラインでは避難所運営業務の対策項目に入浴が定義され、既存の入浴施設の

活用や仮設風呂の調達などによる入浴の確保が示されている<sup>1)</sup>。

これまでの災害において様々な入浴支援が行われてきた<sup>2)</sup>。災害発生時の入浴支援は、地方公共団体の要請による自衛隊の入浴支援や、地方公共団体が各組織と連携し既存の公衆浴場を活用した入浴支援等が行われる<sup>3),4)</sup>。また、平時から公衆浴場業生活衛生同業組合と地方公共団体間で災害時連携協定を締結し、災害発生時の円滑な連携を進めている例もある<sup>5)</sup>。

\* 国立研究開発法人 防災科学技術研究所 総合防災情報センター

\*\* 名古屋大学 減災連携研究センター

災害時に数多くの入浴支援が行われている一方で、地方公共団体による入浴支援の実態を明らかにした文献は多くない。地方公共団体等において、入浴支援に関する計画を策定する上では、これまでの入浴支援の実態を踏まえることは重要である。

## 1.2 調査目的

本調査では、令和元年東日本台風(台風第19号)における長野県長野市の入浴支援の対応を事例とし、被災者に対する入浴支援の方法・実態を調査する。

本調査を通じて、地方公共団体における災害時の入浴支援の体制面・運営面の計画の一助とすることを目的とする。

## 1.3 調査方法

長野市総務部危機管理防災課、長野県危機管理部危機管理防災課、健康福祉部食品・生活衛生課に対し令和元年東日本台風における被災者に対する長野市内の入浴支援状況についてヒアリング調査を実施し、ヒアリング時に提供いただいた資料、公開資料を用い下記点を整理した。

- (1) 令和元年東日本台風による長野市の被害：
  - 資料調査による
    - ・長野市の被害状況、および避難状況(章節：2)
- (2) 入浴支援に関する事前の計画・対策：
  - ヒアリング調査、資料調査による
    - ・長野市・長野県による入浴支援に関する事前計画(章節：3)
- (3) 令和元年東日本台風における入浴支援状況：
  - ヒアリング調査、資料調査による
    - ・長野市による入浴支援(章節：4.1, 章節：4.3)
    - ・自衛隊による入浴支援(章節：4.2)
    - ・長野県による入浴支援(章節：4.4)

## 2. 令和元年東日本台風による長野市の被害

### 2.1 長野市の被害状況

令和元年東日本台風により千曲川流域においては、北部地域(豊野, 長沼, 古里), 松代・若穂地域(松代, 若穂), 篠ノ井地域(篠ノ井)において浸水による大きな被害が発生した。また、長沼地区は、堤防の決壊を伴い大きな被害となった。長野市内の浸水域は約1,541 haに及んだ。これらの浸水等により、住家被害は全壊1,034棟、大規模半壊354棟、半壊1,305棟、一部損壊1,185棟、合計3,878棟(2020年2月29日時点)の被害をもたらした<sup>6)</sup>。

### 2.2 長野市の避難所開設、避難者状況

長野市では、10月12日の避難情報発令にあわせて、避難所の開設を行った。計54箇所の避難所が開設された<sup>6)</sup>。

10月13日未明の発災以降、浸水等で避難所での生活を余儀なくされた被災者が多く発生し、10月13日以降も避難所運営が継続された。表1に10月13日～10月22日までの長野市内の避難所の開設状況と避難者数を示す。10月13日～14日の避難は避難勧告等による避難が含まれ、入浴支援が必要となる生活避難は、10月15日以降となる。10月15日時点では、14箇所の避難所が開設されており、100人以上の避難者のいる避難所は2箇所であった。この後各避難所運営ののち、11月30日までに順次避難所が閉鎖された。11月30日時点で退所出来ない避難者(応急仮設住宅の入居待ち、自宅の応急修理待ちなどの理由による)に対しては、12月20日までの期間を定め、長野運動公園に統合避難所が設置された。

### 3. 長野市・長野県による入浴支援に関する事前計画

令和元年東日本台風による発災時点での長野市、長野県における入浴の支援に関する事前計画について整理する。

#### 3.1 長野市の事前計画

長野市地域防災計画(2017年7月改定)では入浴の支援に関する対応については言及されていない<sup>7)</sup>。また、その他の計画においても、入浴支援の枠組みや計画は行われていなかった。

#### 3.2 長野県の事前計画

長野県地域防災計画 風水害対策編(平成30年度修正, 2019年1月)では、市町村が実施する対策として指定避難所における入浴施設の設置の有無および利用頻度を把握し、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとることが言及されている<sup>8)</sup>。

また、災害時入浴施設の提供に関連し、長野県は、長野県公衆浴場業生活衛生同業組合と災害支援協定を締結(2012年9月24日)している。

### 4. 長野市における入浴支援状況

本章では、長野市において実施された、入浴支援状況について整理する。

表1 長野市避難所避難者数(2019/10/13～2019/10/22, 各日7:00時点)  
Table 1 The list of shelters and the number of evacuees in Nagano City.

種別	施設名	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
指定避難所	長野運動公園	300	120	70	79	88	78	85	86	89	94
	豊野西部児童センター	-	70	40	36	45	40	59	46	46	46
	南長野運動公園	800	74	46	44	37	41	40	38	38	40
	豊野西小学校	376	380	261	228	227	208	210	213	234	232
	北部スポーツ・レクリエーションパーク	347	230	110	110	121	117	117	132	140	181
	昭和の森公園フィットネスセンター	18	86	51	54	55	45	45	44	44	44
	豊野東小学校	230	20	14	20	20	24	25	25	29	28
	古里小学校	105	71	60	65	64	57	31	30	28	28
	東条小学校	200	32	16	10	9	9	13	10	11	11
	徳間小学校	5	62	2	-	-	-	-	-	-	-
	若穂中学校	-	4	3	-	-	-	-	-	-	-
	東部中学校	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-
	共和小学校 外17施設	2,063	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	北部保健センター(福祉避難所)	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5
計	4,444	1,164	673	646	666	619	625	624	664	709	
自主避難所	豊野北公民館	-	-	-	-	25	25	15	13	16	14
	篠ノ井総合市民センター	730	47	25	18	18	18	18	16	17	15
	古里総合市民センター	21		20	19	20	25	19	25	25	25
	松代支所	-	7	3	3	3	3	4	-	-	-
	戸隠農業改善センター	8	-	-	-	8	-	-	-	-	-
	豊野さつき保育園	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	松代体育館 外18施設	988	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,747	57	48	40	74	71	56	54	58	54
総合計	6,191	1,221	721	686	740	690	681	678	722	763	

長野市対策本部が関与した入浴支援は主に3種類実施された。それぞれ、公(おおやけ)の施設・民間施設を活用した避難者無料入浴支援、自衛隊が運営した入浴施設による入浴支援、避難所の既設シャワーの利用・循環型シャワーの設置による入浴支援である。なお、長野市対策本部が関与した入浴支援以外にも、民間入浴施設にて無料の入浴施設の提供が行われている。本調査報告では長野市対策本部が関与した入浴支援のみについての報告である。

また、災害救助法の適用に関連し、長野県による入浴に関する支援についても言及する。

#### 4.1 公の施設・民間施設を活用した長野市避難者無料入浴支援

10月13日未明の発災により、自宅の浸水被害等により自宅で入浴できない避難者が多数発生した。入浴できない避難者に対していち早く入浴を提供する必要が生じ、長野市災害対策本部では、10月15

日から入浴支援の検討を開始し、検討チーム(お風呂チーム)の設置、対象施設の決定、10月16日には避難者無料入浴支援が開始された。本節では、入浴支援の体制整備、方法について述べる。

##### 4.1.1 施設選定の体制整備と方法

入浴施設の選定にあたっては、迅速に入浴支援を開始するために、長野市が管理(指定管理者制度による民間委任も含む)する公の施設を選定することを念頭に検討が進められた。

入浴支援施設の選定を進めるにあたり、「お風呂チーム」が10月15日午前中に設置された。このチームは長野市総務部本部班が中心となり、本部班を含む7つの班・組織で構成される(表2)。入浴支援には、入浴施設の選定から実施までに複数の役割の検討が必要であることから、複数の班・組織混成によるチームが編成された。

入浴施設の選定には、まず、対象入浴施設の利用

表2 お風呂チームの体制と各所属の役割  
Table 2 The structure of the bathing force and the role of each member.

項	役割	所属
1	チームのとりまとめ	長野市総務部 本部班
2	施設選定・施設利用調整	長野市商工観光部 観光振興班
3	施設選定・施設利用調整	長野市文化スポーツ 振興部 スポーツ班
4	施設選定・施設利用調整	長野市保健福祉部 高齢者活躍支援班
5	避難所、入浴施設間の移動手段調整	都市整備部 交通政策班
6	入浴利用券の設置、避難所での入浴支援周知	長野市教育部 総務班
7	入浴に関する物資の調達調整	長野市財政部 契約班

調整を行う必要がある。公の施設は、施設により所管する部署が異なることから複数の班、組織(商工観光部観光振興班等)が参画した。次に、避難所から入浴施設まで距離が離れている場合があることから、入浴施設までの移動の検討には都市整備部交通政策班が参画した。被災者に対する入浴施設の周知は、避難所の管理運営を総括する教育部総務班が参画した。また、入浴に必要なタオル・石けんの資材調達のために財政部契約班が参画した。

このチームの設置後、10月15日の午前中に施設候補の選定を行い、各班・各組織での施設利用方法の調整を経て、10月15日中に施設の決定・利用方法の決定がなされ、翌16日から避難者無料入浴支援が開始された。

#### 4.1.2 避難者無料入浴支援の利用対象者と利用フロー

避難者無料入浴支援の利用フローを図1に示す。

避難者無料入浴支援施設の利用方法は、開設避難所に入浴券を設置(図2)し、利用者がその入浴券に記名し、避難者無料入浴支援施設に持って行くことで、入浴施設を無料で利用できる仕組みである。

利用対象者は、避難所に避難している人、避難所外に避難している人(自宅・親戚・知人宅、車中避難など)を利用対象者とした(避難所外に避難している人は、避難所に入浴券を取りに行くことで利用できる)。

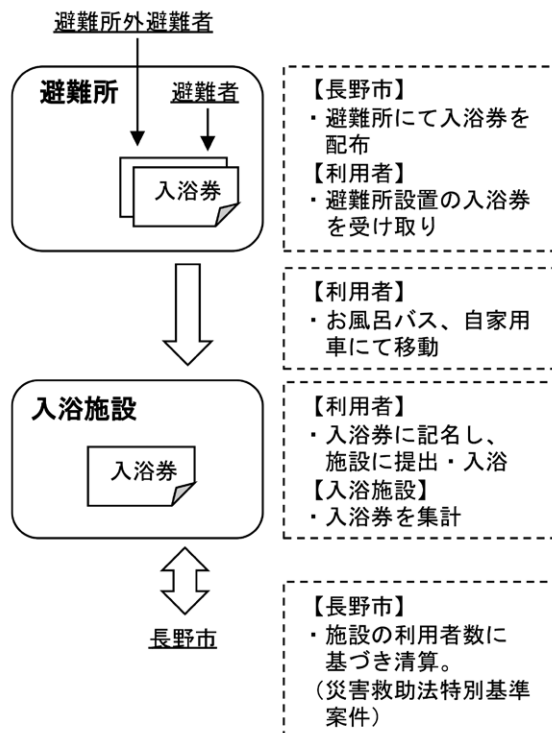


図1 避難者無料入浴支援の利用フロー  
Fig. 1 Procedures for using the free bathing support for evacuees.

利用周知は、避難所での周知の他、長野市のホームページ、新聞記事等による周知が行われた。

入浴施設は、利用者の入浴券をとりまとめ、利用者数に基づき、長野市との調整により事後精算された。

#### 4.1.3 避難者無料入浴支援施設および利用者数

10月16日より順次10箇所の施設で避難者無料入浴支援が実施された(表3:1~10項)。当初は11月末までの実施予定であったが、一部の避難所が11月末以降も運営されることが決まったため、12月20日までの延長および、対象施設に自主的に避難者を受け入れていた民間施設6箇所を追加し、合計17箇所の無料入浴支援が行われた(表3:1~17項)。

避難者無料入浴支援の利用者数は、公の施設が約4,300人、民間施設が4,250人、合計約8,550人の利用者数に上った。

#### 4.1.4 避難者無料入浴支援施設までの移動手段の確保・提供

避難所から入浴施設までは距離が離れているため、移動手段のない避難者に移動手段の提供を行う必要があった。そこで、長野市は、「お風呂バス」として定期的に避難所と入浴施設を結ぶバスを運行した。

### 避難者無料入浴利用券

お一人様1枚を以下の入浴施設に提出することにより、無料でご利用いただけます。

★利用可能施設 (令和元年10月18日現在)

施設名称	所在地	電話番号	休館日	開館時間	問合せ先
湯〜ばれあ			毎月第2・第4木曜日 ※当日が祭日の場合はその翌日	午前10時～午後9時30分 最終入館時間：午後8時45分	
松代荘			なし	午前10時～午後10時 受付終了：午後9時30分	
保科温泉			毎月第3木曜日 ※当日が祭日の場合はその翌日	午前9時～午後9時 ※入浴時間は午前10時～午後9時	
アゼイリア飯綱			なし	午前11時～午後8時 受付終了：午後7時30分	
サンマリンながの			なし	午前9時～午後9時	
若槻いこいの家			毎週 火 曜日	午前9時～午後4時 ※入浴時間は午前10時～午後3時30分	
石川いこいの家			毎週 火 曜日		
氷鉋いこいの家			毎週 日 曜日		
松代いこいの家			毎週 金 曜日		
若穂いこいの家			毎月第3木曜日 ※当日が祭日の場合はその翌日		

★利用上の注意

- ・駐車スペースは限りがありますので、同乗いただきながら入浴施設にお越しください。
- ・混み合う場合、浴槽や洗い場は譲り合いながらご利用ください。また、場合によっては、入浴をお待ちいただくことがあります。
- ・この利用券は、令和元年11月30日(土)までご利用いただけます。
- ・署名欄には氏名を記入し、年齢欄には○印を1つ付けてください。

避難場所 及び 地区		署名		年齢	0～12歳 13～59歳 60歳以上
------------------	--	----	--	----	--------------------------

図2 避難所で配布された避難者無料入浴利用券の券面  
(実際は色紙に印刷し避難所で配布。一部ぼかしを入れている。)

Fig. 2 Free bathing tickets for evacuees distributed at evacuation centers. Actually printed on colored paper and distributed at evacuation centers. Some parts are blurred out.

表3 避難者無料入浴支援施設

Table 3 The list of free bathing support facilities for evacuees.

項	施設名	所在地	施設種別	公の施設 民間施設	提供期間
1	湯〜ばれあ	長野市若穂綿内	入浴施設	公の施設	2019/10/16～2019/12/20
2	松代荘	長野市松代町東条	宿泊施設	公の施設	2019/10/16～2019/12/20
3	保科温泉	長野市若穂保科	入浴施設	公の施設	2019/10/17～2019/12/20
4	アゼイリア飯綱*	長野市大字上ヶ屋	宿泊施設	公の施設	2019/10/18～2019/12/20
5	サンマリンながの	長野市松岡二丁目	スポーツ施設	公の施設	2019/10/16～2019/12/20
6	若槻いこいの家	長野市田中	高齢者施設	公の施設	2019/10/16～2019/12/20
7	石川いこいの家	長野市篠ノ井石川	高齢者施設	公の施設	2019/10/16～2019/12/20
8	氷鉋いこいの家	長野市稲里町中氷鉋	高齢者施設	公の施設	2019/10/18～2019/12/20
9	松代いこいの家	長野市松代町東条	高齢者施設	公の施設	2019/10/16～2019/12/20
10	若穂いこいの家	長野市若穂保科	高齢者施設	公の施設	2019/10/16～2019/12/20
11	東長野いこいの家	長野市吉田五丁目	高齢者施設	公の施設	2019/12/5～2019/12/20
12	ぶらっと稲田	長野市稲田三丁目	入浴施設	民間施設	2019/12/1～2019/12/20
13	まめじま湯ったり苑	長野市大字大豆島	入浴施設	民間施設	2019/12/1～2019/12/20
14	うるおい館	長野市南長野妻科	入浴施設	民間施設	2019/12/1～2019/12/20
15	ロイヤルホテル長野	長野市松代町西寺尾	宿泊施設	民間施設	2019/12/1～2019/12/20
16	コトリの湯	長野市松代町東条	入浴施設	民間施設	2019/12/5～2019/12/20
17	大室温泉まきばの湯	長野市松代町大室	入浴施設	民間施設	2019/12/1～2019/12/20

※ 民間施設については、提供期間前から自主的な受け入れを行っている。

※ アゼイリア飯綱：発災当時は公の施設であったが、令和2年4月より民間施設となっている。

運行は、長野市が調達した民間バスのほか、自衛隊が準備したバスにて実施された。バスが運行可能な箇所数は、最大4箇所であった。その上で、運行箇所の選定は①避難者数の多い避難所、②開設した入浴施設から距離のある避難所の2つの軸で選定が行われた。

運行開始当初は、移動手段(バスやジャンボタクシー)が確保でき次第、全部の避難所を回るルートで運行する計画であった。しかし、乗車率が著しく低い状況であった。そのため需要がないものと判断し「お風呂バス」の運行は廃止された。廃止後は、各避難所の意向を聞いたうえで、社会福祉協議会などの福祉関係団体の協力により、自衛隊が設置した入浴施設までの移動手段を確保した。

#### 4.2 自衛隊による入浴支援状況

自衛隊は、長野市による長野県知事への派遣要請の要求(10月12日21:30)、および長野県知事による自衛隊への派遣要請(10月12日21:34)に基づき長野県へ派遣が行われた。11月30日の撤収要請までの計50日間活動が実施された。

長野市での自衛隊の活動は、救助活動、災害廃棄物の除去/運搬、学校の土砂・廃棄物の除去/防疫、給食支援、入浴支援、音楽隊の慰問演奏等である。

そのうち、自衛隊が設営する入浴施設は10月19日～11月30日の間、表4に示す4箇所にて、計43日間運営された。延べ12,365人の利用がなされた。

#### 4.3 避難所におけるシャワーの利用

避難所における入浴支援として避難所の既設シャワーの提供、および、循環型シャワーの設置による入浴支援が行われた。

施設の既設シャワー設備が利用できた避難所(表5)は、長野市による避難者無料入浴支援開始前からシャワー設備が利用され、入浴支援開始後も利用された。

また、循環型シャワー設備が設置され入浴支援が行われた<sup>9)</sup>。循環型シャワー設備は、上下水道が利用不可能な状況下でも少ない水を繰り返し循環させて利用することが可能な設備である。循環型シャワーの設置の検討には、長野市災害対策本部の避難所チームが主体となり設置場所の検討が行われた。この設備は、表6に示す避難所に計14台設置され10月16日～11月30日の間支援が行われた。

表4 自衛隊による入浴支援

Table 4 Bathing support by the Self-Defense Forces.

項	施設名	所在地	提供期間
1	りんごの湯	長野市 豊野町石	2019/10/20～ 2019/11/30
2	北部スポーツ・レクリエーションパーク	長野市 大字三才	2019/10/20～ 2019/11/30
3	長野運動公園	長野市 吉田五丁目	2019/10/19～ 2019/11/30
4	南長野運動公園	長野市 篠ノ井東福寺	2019/10/19～ 2019/10/28

表5 既設シャワー設備の利用

Table 5 The list of existing shower facilities.

項	施設名	所在地	施設
1	昭和の森公園 フィットネスセンター	長野市上野	管理棟更衣室
2	北部スポーツ・レクリエーションパーク	長野市 大字三才	シャワー室
5	長野運動公園	長野市 吉田五丁目	屋内プール施設
6	南長野運動公園	長野市 篠ノ井東福寺	屋内プール施設

表6 循環型シャワー設備設置避難所

Table 6 The list of shelters with circulating showers.

項	施設名	所在地
1	豊野西小学校	長野市豊野町石
2	豊野東小学校	長野市豊野町大倉
3	古里小学校	長野市大字金箱
4	東条小学校	長野市松代町東条
5	昭和の森公園 フィットネスセンター	長野市上野
6	北部スポーツ・レクリエーションパーク	長野市大字三才

#### 4.4 長野県による入浴に関する支援

発災数日後から、長野市による入浴支援の対応が進んだため、長野県として長野市に対する入浴施設の利用調整等の施設選定に関する対応は実施しなかった。このことから、長野県公衆浴場業生活衛生同業組合との災害支援協定に基づく入浴支援は、今回の災害においては実施されなかった。

また、令和元年東日本台風では、長野県下43市町村に災害救助法が適用され、長野市においても災害救助法が適用されている<sup>10)</sup>。災害救助法適用に関連し、内閣府からの避難所利用者の入浴等に関する支援に関する事務連絡<sup>11)</sup>が行われ、長野県は災害救助費による入浴支援の費用支弁に関する調整を各市町村と実施した。

## 5. 考察

本調査の目的は、令和元年東日本台風における長野県長野市の入浴支援の対応事例を調査し、入浴支援の事例を明らかにすることである。

長野市対策本部が関与した避難者無料入浴支援として、公の施設・民間施設を活用した避難者無料入浴支援、自衛隊が設営した入浴施設による入浴支援、避難所の既設シャワーの利用・循環型シャワーの設置による入浴支援の3種類の支援が実施された。公の施設・民間施設を活用した避難者無料入浴支援は10月16日～12月20日まで実施され、公の施設が約4,300人、民間施設が4,250人、合計約8,550人の利用があった。また、自衛隊が設営した入浴施設による入浴支援は10月19日～11月30日まで実施され、12,365人の利用がなされた。

長野市の対応では、事前の計画では入浴支援の計画が明記されていなかったが、避難者に対する入浴支援の必要性の発生をきっかけに、お風呂チームによる入浴支援体制が構築された。発災時の速やかな対応を今後の災害においても継続するためには、本事例を踏まえ計画策定等に反映することが望ましい。また、本事例は、長野市のみならず他の地方公共団体にも共通する点があると考えられる。

本調査を踏まえ、計画策定の観点で必要と考えられる点について述べる。

- 入浴支援の役割や体制を事前に定めておくことが望ましい。入浴支援は、施設選定や避難所での周知など役割に応じて対応する部署や組織が異なり、それぞれの組織が連携した対応を行う必要がある。長野市の事例では、7つの部署がかかわり入浴支援が進められた。このように、複数組織が連携して入浴支援の検討を行うことを前提に、役割や体制をあらかじめ検討し定めておくことが望ましい。
- 入浴支援施設の選定は、公の施設の他、民間施

設を視野に入れた候補を検討できることが望ましい。長野市の事例では、まず公の施設から支援が開始された。公の施設のみを選定した場合、避難所や被災地からのアクセスのよい入浴支援箇所とならない、もしくは、被災者が多数の際には収容できないことがあると考えられる。そのため、平時から公衆浴場法の経営許可を受けた施設を把握し、発災後に速やかに候補地選定ができる準備を行っておくことが重要であると考えられる。また、規模の大きい入浴施設など、候補地となる入浴施設とは個別協定を締結するなど、発災後に速やかに入浴支援を行う仕組みを構築することも必要であると考えられる。

- 被災地方公共団体以外による入浴支援に関し、複数組織による支援が行われる場合は、支援場所の重複を防ぎ、必要な場所や必要支援量を踏まえた支援が行われることが望ましい。長野市では、公の入浴施設・民間入浴施設の無料入浴支援、自衛隊による入浴支援、循環型シャワー設置の手段が用いられた。しかし、これらの支援は一部重複した場所で実施されている現状もある。このように、複数の手段を用いる場合、手段毎に支援を検討するのではなく、支援箇所が重複しないようにするなど、組織間の連携が必要であると考えられる。また、広域的な災害となった場合、被災地方公共団体の外部応援機関の支援(自衛隊など)を受けられない場合も想定される。そのため、市町村内、県内の施設の活用(民間施設含む)を検討することも重要であると考えられる。

## 6. おわりに

本稿では、災害時の地方公共団体における入浴支援に関する調査として、令和元年東日本台風における長野県長野市の入浴支援の対応事例の調査を行い報告した。本事例を通じて、今後の地方公共団体における事前計画・対応の参考になれば幸いである。

## 謝辞

本調査の実施に際して、長野市総務部危機管理防災課、長野県危機管理部危機管理防災課、健康福祉部食品・生活衛生課の方々にはヒアリング調査、資料のご提供にご協力いただきました。厚く御礼申し上げます。

げます。なお、本調査の一部は、内閣府総合科学技術・イノベーション会議の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)「国家レジリエンス(防災・減災)の強化」(管理法人：防災科研)によって実施されました。

## 参考文献

- 1) 内閣府(防災担当)(2016)：避難所運営ガイドライン，[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo\\_guideline.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf) (2020.8.1 参照)
- 2) 原岡智子・池田真幸・早坂信哉・尾島 俊之(2020)：日本における災害被災地での入浴支援に関する研究。日本健康開発雑誌，**41**，33-43.
- 3) 熊本県(2017)：災害による被災者のための入浴支援マニュアル，[https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c\\_id=3&id=21581&sub\\_id=1&flid=124933](https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=21581&sub_id=1&flid=124933) (2020.12.22 参照)
- 4) 全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会(2017)：平成28年熊本地震 被災者入浴支援活動記録，[http://www.1010.or.jp/zenyoku/pdf/h28\\_kumamoto.pdf](http://www.1010.or.jp/zenyoku/pdf/h28_kumamoto.pdf) (2020.12.22 参照)
- 5) 北川夏樹・吉森和城(2020)：被災地支援拠点として銭湯の可能性と課題。地域安全学会梗概集，No.4，93-96.
- 6) 長野市(2020)：長野市災害復興計画，<https://www.city.nagano.nagano.jp/site/taifuudai19gou/449415.html> (2020.12.22 参照)
- 7) 長野市：長野市地域防災計画及び長野市水防計画(平成29年7月改訂)，<https://www.nagano1010.com/about.html> (2020.12.22 参照)
- 8) 長野県：長野県地域防災計画(平成30年度修正，平成31年1月)，<https://www.nagano1010.com/about.html> (2020.8.1 参照)
- 9) WOTA 株式会社(2019)：台風19号での豪雨災害から1ヶ月。「WOTA」が15企業・団体との連携で実現した過去最大規模の入浴提供と今後の展望について，<https://wota.co.jp/news-20191112-1/> (2020.12.22 参照)
- 10) 内閣府(2019)：令和元年台風第19号に伴う災害にかかる災害救助法の適用について【第13報】(訂正報)，[http://www.bousai.go.jp/pdf/t19tekiyou\\_13.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/t19tekiyou_13.pdf) (2020.12.22 参照)
- 11) 内閣府(2019)：避難所利用者の入浴等の支援について(留意事項)，[http://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/siryo\\_27.pdf](http://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/siryo_27.pdf) (2020.12.22 参照)

(2020年11月27日原稿受付，  
2021年1月13日改稿受付，  
2021年1月13日原稿受理)

## 要 旨

災害時の避難生活において、入浴は重要な要素の1つであり、衛生的な環境の維持や、避難者の健康管理のために、入浴機会の確保は必要である。本調査では、地方公共団体による入浴支援に着目し、令和元年東日本台風(台風第19号)における長野市の入浴支援の実態の調査を実施した。長野市による入浴支援として、公の入浴施設・民間入浴施設の避難者無料入浴支援、自衛隊による入浴支援、循環型シャワー設置による入浴支援が確認された。また、長野市による支援の特色の1つとして、発災後に長野市災害対策本部の関係部署が連携したチームが設置され、速やかに入浴施設を選定し支援する取り組みが実施された。

**キーワード**：入浴支援，地方公共団体，避難，長野市，令和元年東日本台風